

テニスプラザ尼崎

契約ロッカー利用規約

1 利用目的

このロッカーは、原則としてテニスプラザ尼崎内テニスコートご利用の方のみ利用できるものです。これに反する場合は、テニスプラザ尼崎が即時に開扉し、内容物の確認と取り出しを行います。取り出した内容物の取り扱いは、以下の6の内容に準拠します。

2 利用申込方法

ロッカーを利用する場合は、この約款の内容を十分に理解したうえで、所定の申込用紙に必要事項を記載して テニスプラザ尼崎フロントにて申込、併せて料金を支払います。

3 レンタルロッカー利用料金

料金は 6600 円/6 ヶ月です。

契約期間途中の解約は返金できません。

4 利用契約期間及び更新・解約について

利用契約期間は月初めからの 6 カ月単位とし、日割りによる契約及び解約申し出等による料金の日割換算は行いません。

更新により利用を希望する月の前月の 1 日から月末までに利用料の支払いを済ましてください。解約時は契約最終月の前月末までにお申し出ください。

上記期間内に更新・解約等の申し出がなく、さらに翌月以降の支払いがない場合は以下の 6 の内容に準拠します。

5 保管ができないもの

次の各号に掲げるものについては、当該ロッカーにおける保管を禁止します。

揮発性・爆発性のあるもの/火燃性のあるもの/腐敗しているもの若しくは腐敗しやすいもの/危険性若しくは不快な臭気・刺激臭を発するとテニスプラザ尼崎が判断するもの/一般的解釈において「不潔」と判断できるもの/ロッカー若しくは他の利用者の保管物を破損・汚損させる恐れのあるもの/生き物/飲食物（長期保存が可能であっても全て禁止）/貴重品（現金・宝石など）/上記以外のものでテニスプラザ尼崎の管理運営上支障を来すとテニスプラザ尼崎が判断するもの

6 内容物の取り出し及び引き取り

利用契約期間が満了になったにもかかわらず、内容物の撤去がなされない場合は、テニスプラザ尼崎は強制的に開扉し、内容物の取り出しを行います。

取り出された物は、原則としてテニスプラザ尼崎が当該物を取り出してから最大30日間保管するものとしますが、当該期間を過ぎても利用者による引き取りがない場合は利用者の断り無く当該物を廃棄、その他適当な処置により処分をしますのでご注意ください。

7 保管物の管理の責任

保管物の管理責任は、いかなる場合であっても当該保管物の所有者若しくは当該ロッカー利用者に帰するものとします。

また、次の各号の場合については、テニスプラザ尼崎においてそのすべての責任を負いません。

- (1) 内容物の事故（盜難・破損等）
- (2) 天変地異、その他テニスプラザ尼崎の不可抗力による内容物の損害・損失
- (3) 関係官庁から物品の調査要求を受け、強制的に証拠品等の理由として押収された場合
- (4) その他、テニスプラザ尼崎に帰すべきでない理由等によって内容物において不具合が生じた場合
- (5) ロッカー内部はテニスプラザ尼崎クラブ管理者が確認することができる。

8 賠償責任

ロッカー利用者が、その扱い方により利用しているロッカーを破損・毀損させた場合は、当該利用者が、破損等を修復するための費用を全額負担するものとします。

また、ロッカー利用者が、当該ロッカーの利用を通して、当該約款の規定に違反する行為若しくは公序良俗に反する行為によって、テニスプラザ尼崎や他の利用者、その他の関連事項に対して損害を与えた場合は、当該利用者がその全ての責任を負うものとし、テニスプラザ尼崎は一切の責任を負いません。

9 鍵の紛失について

当該ロッカーの鍵を紛失したときは、直ちにテニスプラザ尼崎に申し出て、当該鍵の交換に要した費用3300円（鍵、シリンドラー代金およびその工賃を含みますがそれらに限られません。）を負担しなければなりません。

10 規約の変更と告知

テニスプラザ尼崎は、いつでも本規約を変更することができます。この場合事前に、変更後の内容をホームページにて掲示して、お知らせ致します。